

# 令和7年度 京都市立光徳小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

本方針については、子どもの尊厳を保持する目的の下、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第13条及び法を受け平成26年10月10日に施行した「京都市いじめの防止等に関する条例」第10条に基づき、本校におけるいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。「いじめ」の形態は非常に多様であり、見えない所で被害が発生している場合もある。従って、「いじめ」はどの学校、学級でも起りうるものであり、また、全ての子どもが、突然、被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。そして、初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解決したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し解決につなげていく。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が「いじめ防止条例第2条関係」に十分留意し、次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。

- ①全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめ防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ②いじめ問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うことになった背景を踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

## 2 いじめ対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

### ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任  
保健主事 人権教育主任 生徒指導部担当教員 スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー

### イ 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・児童や保護者との個人面談や教育相談、地域からの意見聴取、情報収集
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口

- ・「学校いじめの防止等基本方針」の作成
- ・未然防止の取組の推進や、学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と共通実践の促進、意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応（いじめ対策委員会・ケース会議の開催等）
- ・重大事案への対応、関係諸機関への連絡通報  
（市教委への報告・関連機関との連携調した協議）
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「学校評価アンケート」「全校で見守りたい子ども」の時期の決定
- ・未然防止の取組のためも年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定  
（※会議の回数・時期については、「6. 年間計画」に記載）
- ・関係機関、専門機関との連携対応

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

##### ア 学習環境の整備

- ・学習意欲の高まる教室環境を意識し、整理整頓された環境を常に心がける
- ・授業前の10分間読書を位置づけ、心を耕し豊かにする読書の習慣化を図る。また、家庭学習の中に読書を位置づけることを学年だよりや学級懇談会において、働きかけをする。
- ・子ども達の作品を丁寧に掲示、展示し、一人一人が大切にされていると実感できる教室環境、校内環境を整える。
- ・安全を考慮した整然とした校内環境の維持に努める。

##### イ 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習時の約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容 学習形態の工夫
- ・教科担当の積極的導入
- ・ルール、マナーの徹底
- ・自主学習の工夫

##### ウ 道徳教育の充実

- ・柔らかくも芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践
- ・ソーシャル・スキルワークと連動させた、心に「灯や熱」のある心温かな児童の育成
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるこ とをねらいとした活動の、意図的・計画的な実施
- ・「なかよしタイム」を設定し、全校一齊にテーマごとに人権の大切さにつ いて理解を深める
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友 情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーによる人権学習、道徳の授業や講 演等の実施
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室、薬物乱用教室の実施
- ・学校教育活動を通して、豊かな人権感覚を育む

- エ 呂童が主体的に行う体験活動の充実**
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり
  - ・宿泊学習の取組を通しての心通う仲間づくり
  - ・自他の命を尊重する活動の推進
  - ・人権月間、週間での呂童による「いじめ」撲滅キャンペーン
  - ・呂童会主催の人権集会の実施
  - ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
  - ・縦割り活動の推進
  - ・P T A、地域と共に取り組む「あいさつ運動」の実施
  - ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示
  - ・朝会等を利用しての感動体験発表
  - ・人権月間を見据えた人権標語や作文の取組と発表。
  - ・非行防止教室、薬物乱用教室の実施と事後指導での全学年への発信。
  - ・学校だより、学級通信等での「コラム」等の有効活用
  - ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
  - ・非行防止教室、薬物乱用教室の保護者参観
  - ・学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信

**オ 呂童同士の絆づくり**

- ・縦割り活動、異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と協力して諸問題を解決する力の育成及び、集団意識の向上を図る。
- ・呂童会主催の呂童集会等の企画、発信等
- ・異学年の部員で組織される部活動の運営
- ・学校評価アンケートの結果の分析と、P D C Aサイクルでの見直し

**(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組**

**ア 日常の呂童に関する情報共有**

- ・登校指導、休み時間、掃除時間等の校内巡視による呂童の見守り実施と連携
- ・欠席連絡等の保護者との連携
- ・教科担任制等による複数の目での呂童理解及び情報交流
- ・「おはようとさようならの向こう側！」をみる、きめ細やかな見守り
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築
- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態、もしくは重大な事態へつながると危惧されることについては、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

**イ 呂童に対する定期的な調査（アンケート・教育相談等）**

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・教育相談週間の設定と、週間前の呂童に対するアンケートの実施による発見の強化

- ・S C（スクールカウンセラー）やS SW（スクールソーシャルワーカー）との連携による教育相談
- ・定期的、不定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・「ケース会議」による情報共有と組織的な動きの構築

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア いじめが起こったときの措置（基本的な考え方）

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録  
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・担任任せにならない組織的な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応と、加害児童への責任ある指導
- ・保護者や関係諸機関との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導

## イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

### 前 提 と な る 基 本 事 項

#### 『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

#### 『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携
- 方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

### 未 然 防 止 の 取 組

### 予 防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

### 見逃しのない観察

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

### 手遅れのない対応

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

#### 【事実確認】

- 【いじめ対策委員会で共有】
- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

### 心の通った指導

#### 【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつぶらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

- ・情報モラルの学級指導の充実強化
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の事例研修
- ・保護者参観、懇談会で情報提供し、保護者との連携を強める
- ・家庭教育学級、家庭教育講座、地生連等を活用しての地域への啓発
- ・「情報モラル教室」や「ケータイ教室」を実施し、携帯電話の使い方や情報モラルについての理解を深める

**エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組**

- ・「いじめの解消」の定義を共通理解し、いじめが解消したと安易に判断せず、事案が再発しないよう、当該児童達を日常的に注意深く観察し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。
- ・いじめに関する指導の徹底（傍観・放置等のいじめへの助長・集団としていじめの解決への取組）

**(4) 教職員の資質向上の取組（校内研修）**

- ・生徒指導体制の見直しと「報告・連絡・相談・確認・調整」の徹底。
- ・教師一人一人のいじめに対する意識の向上を図るための、具体的な事例を用いた教職員研修の実施
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

## 4 保護者・地域・関係機関との連携

**(1) 地域・家庭との連携の推進に向けて**

- ・日常の教育活動において、家庭訪問や電話連絡、連絡帳、学級だより等を通じて、状況や内容に応じて家庭との連絡を取り合い、児童に対して連携した働きかけが出来るようにする。
- ・学校運営協議会や学校評議会、PTAやおやじの会など地域の方々との様々な行事や交流等を通して、地域全体で子ども達を見守り、育てていく意識を共有できるようにする。

**(2) 関係機関との連携の推進に向けて**

- ・光徳小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や光徳小学校「学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育講座や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、SSW・SC・児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素から近隣の保育園、幼稚園及び中学校との連携を密にして、児童の実態把握に努め、いじめの防止に努める。

## 5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
  - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
  - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

**【学校が調査主体の場合】**

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

## 【京都市教育委員会が調査主体の場合】

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

### 6 令和7年度 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

※いじめ対策委員会の開催については、緊急対応の場合はこの限りではない。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	早期発見・積極的認知 の取組	関係機関との連携・ 保護者への啓発等
4		始業式 入学式 光徳小学校いじめ対策委員会メンバーの紹介		
5	いじめ対策委員会① 学級経営方針の交流会 職員会議 「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解 気にかかる児童共通理解研修①	なかよしタイム① 憲法の集い 1年生を迎える会		参観・懇談会 個人懇談会週間 「学校いじめ防止基本方針」HP公開また、学校だよりで周知 なかよしタイム保護者啓発①
6	クラスマネジメント① いじめに関するアンケート①結果共有	なかよしタイム② 非行防止教室5年6年	(全学年) 教育相談週間 クラスマネジメント① いじめに関するアンケート①	参観・引き渡し訓練 なかよしタイム保護者啓発②
7		ケータイ教室6年 終業式	第1回学校評価	個人懇談会
8	いじめ対策委員会② 生徒指導校内研修会 「生徒指導の実践上の4つの視点に関する職員研修」	始業式		
9	気にかかる児童共通理解研修②	なかよしタイム③ 修学旅行6年		家庭地域教育講座 なかよしタイム保護者啓発③
10		運動会 なかよしタイム④ 情報モラル研修6年		学校運営協議会での説明と評価 なかよしタイム保護者啓発④
11	「いじめ」に特化した研修会② クラスマネジメント② いじめに関するアンケート②結果共有	なかよしタイム⑤	クラスマネジメント② いじめに関するアンケート②	なかよしタイム保護者啓発⑤
12	いじめ対策委員会③ 「学校いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止プログラム」の見直し	人権の集い 人権集会(12月) ケータイ教室5年 終業式	(全学年) 教育相談週間 第2回学校評価	個人懇談会
1	気にかかる児童共通理解研修③	なかよしタイム⑥ 始業式 5年花背山の家野外活動		就学前家庭教育講座 なかよしタイム保護者啓発⑥
2		なかよしタイム⑦		新1年入学説明会 参観・懇談会 なかよしタイム保護者啓発⑦
3	いじめ対策委員会④ 「年間の取組の総括と次年度への課題」	6年生を送る会 卒業式		学校運営協議会での説明と評価

週2回の終礼で、児童の様子などを随時共通理解する。

※ 年間計画では、以下の事項の回数・実施時期などを策定していく。

- ・年間の取組の見直し（P D C Aサイクルの期間）
- ・いじめに関するアンケート
- ・いじめの防止等の対策のための組織の会議
- ・校内研修（等）
- ・未然防止の取組（学年または全校の取組）
- ・個別面談、教育相談、カウンセリング

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。